

(韓国) 出入国管理法

[施行 2009. 6. 20] [法律第 9140 号、2008. 12. 19 一部改定]

【用語の解説】

(韓国) (日本)

- ・滞留……在留
- ・発給……発行
- ・就業……就労
- ・出席……出頭
- ・検査……搜索
- ・尋問……取調
- ・法院……裁判所

第 1 章 総則

第 1 条(目的)この法律は、大韓民国に入国し、又は大韓民国から出国するすべての国民及び外国人の出入国管理及び大韓民国に滞留する外国人の滞留管理及び難民の認定手続等に関する事項を規定することを目的とする。

第 2 条(定義)この法律において使用する用語の定義は、次の通りである。

1. "国民"とは、大韓民国の国民をいう。

2. "外国人"とは、大韓民国の国籍を有しない者をいう。

2 の 2. "難民"とは、難民の地位に関する協約(以下"難民協約"という)第 1 条又は難民の地位に関する議定書第 1 条の規定により難民協約の適用を受ける者をいう。

3. "旅券"とは、大韓民国政府・外国政府又は権限ある国際機構が発給した旅券又は難民旅行証明書その他旅券に代わる証明書として、大韓民国政府が有効であると認めるものをいう。

4. "船員身分証明書"とは、大韓民国政府又は外国政府が発給した文書として、船員であることを証明するものをいう。

5. "出入国港"とは、出国又は入国することができる大韓民国の港口・空港その他場所として大統領令で定める場所をいう。

6. "在外公館の長"とは、外国に駐在する大韓民国の大使・公使・総領事・領事又は領事業務を遂行する機関の長をいう。

7. 削除

8. "船舶等"とは、大韓民国と大韓民国外の地域間において、人又は物を輸送する船舶・航空機・汽車・自動車その他の交通機関をいう。

9. "乗務員"とは、船舶等において、その業務を遂行する者をいう。

10. "運輸業者"とは、船舶等を利用して事業を運営する者及びその者のために通常その事業に属する取引を代理する者をいう。

11. "外国人保護室"とは、この法律により外国人を保護する目的として、出入国管理事務所又はその出張所に設置した場所をいう。

12. "外国人保護所"とは、この法律により外国人を保護する目的で設置した施設として、大統領令で定める場所をいう。

13. "出入国事犯"とは、第93条の2・第93条の3・第94条から第99条・第99条の2・第99条の3及び第100条の規定による罪を犯したと認められる者をいう。